

海外旅行保険の加入を強くお勧めします

海外旅行保険の 新型コロナウイルスに関する

(2023年5月8日現在)



東京海上日動の海外旅行保険の補償内容について、よくある質問を以下の通りご案内いたします。なお、支払対象可否については、実際の保険金請求時に個別判断となりますのでご注意ください。

Q 1

どんな費用が保険の支払対象となりますか？

A 海外旅行保険(治療・救援費用担保特約、疾病治療費用担保特約、救援者費用等担保特約)の対象となる主な費用は以下の通りです。
診療/入院関係費用、緊急移送費、治療を受け医師の指示によって静養するホテルの客室料、交通費、通信費、中途帰国費用、諸雑費など

Q 2

旅行中に「新型コロナウイルス」に罹患したため、
現地から出国できなくなりました。

- ①保険の支払対象となりますか？
- ②また保険期間は延長されますか？



A それぞれ以下の通りです。

- ①罹患者については、海外旅行中に感染し、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合、海外旅行保険の**治療・救援費用担保特約**、**疾病治療費用担保特約**の対象となります。**※2023年5月8日以降「新型コロナウイルス」は「特定感染症以外」に該当します。**
- ②被保険者(保険の対象となる方)に対する公権力による拘束や被保険者の同行予約者の入院等に該当する場合は**自動延長が適用**されます。公権力による拘束の場合の自動延長の限度は、最終目的地に到着した時※1 または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時※2 のいずれか早い時までとなります。

※1「最終目的地に到着した時」

契約時点で意図していた最終目的地(=旅行行程終了)が住居に帰着するまでであれば、住居に帰着するまでとなります。

※2「当初予定していなかった目的地に向けて出発した時」

例えば帰国後そのまま病院へ搬送される等した場合には、病院搬送に向け出発したときまでが責任期間となります。被保険者の同行予約者の入院等の場合の自動延長の限度は72時間です。



Q 3

旅行中に「新型コロナウイルス」に罹患し、一緒に旅行に参加した同行者も延泊することになりました。宿泊費は保険で補償されますか？



A 同行者については、罹患者が3日以上続けて入院し、救援者の定義(※)に当てはまる場合、海外旅行保険の**治療・救援費用担保特約**、または**救援者費用等担保特約**でお支払いできる場合があります。客室料は14日間を限度にお支払いいたします。客室料以外の主な費用は**帰国までの航空運賃、渡航手続き費、諸経費**など。

※救援者とは「被保険者の看護を行うため赴く被保険者の親族」であり、親族とは6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族、これらの者の代理人をいいます。救援者は3名を限度とします。

Q 4

旅行中に体調を崩し、帰国後、診察を受けた結果、新型コロナウイルスに感染したことが判明し入院しました。保険の支払対象となりますか？



A 海外旅行保険(治療・救援費用担保特約・疾病治療費用担保特約)に加入していた場合で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合は対象になります。

Q 5

PCR/抗原定量検査費用は補償の対象になりますか？



A PCR/抗原定量検査結果が陽性かつ海外旅行中の感染と判断される場合は補償の対象です。また、検査結果が陰性でも何らかの症状があつて医師の指示によって受検した場合は補償の対象となります。

なお、検査結果が陰性で以下に該当する場合は「補償対象外」です。

- ・無症状で検査を受けた場合(濃厚接触疑いや出入国でPCR検査を義務付けられている場合等に検査を受けた場合の検査費用等)
- ・症状はあつたが、医師の指示ではなく自己判断によって検査を受けた場合

万全なサポート体制の 東京海上日動の海外旅行保険を 是非、ご検討ください！

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明点がある場合には、代理店までお問い合わせください。



ご不明点は、株式会社 阪急交通社までお問い合わせください。

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険会社 航空宇宙・旅行産業部旅行営業室
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1

23TC-000459 2023年4月作成